

平成21年12月25日

平成22年度国土交通省関係予算のポイント

I. 基本的考え方

政権交代後初めての編成となる平成22年度予算においては、前政権までの既存予算を抜本的に見直し、施策の大転換を図るとともに、事業の効果や妥当性等を十分に吟味しつつ、マニフェストの実現など重要施策を推進するための予算を積極的に計上した。

II. 予算のアウトライン

	H21 予算	H22 要求	H22 予算案	H21 比
国土交通省 計	6兆3573億円	6兆1943億円	5兆5846億円	▲7727億円 (0.88)
・公共事業関係費	5兆7324億円	4兆9167億円	4兆8585億円	▲8739億円 (0.85)
・非公共事業				
裁量的経費	2641億円	9229億円	3790億円	1149億円 (1.44)
義務的経費等	3608億円	3547億円	3471億円	▲137億円 (0.96)

(注) 上表のうち、「マニフェストの工程表」に掲げられた主要事項を実現するための予算は、高速道路の無料化に関する社会実験経費1,000億円（非公共事業 裁量的経費）である。

Ⅲ. 政権交代時の民意を踏まえた政策大転換

1. 公共事業予算の大幅な削減

- ・ 急激な人口減少、少子高齢化及び長期債務の累積といった社会経済情勢を踏まえ、これまでの税金の使い道を大幅に変える観点から、公共事業予算をゼロベースで見直し、主要先進国並みの水準まで大幅に削減する(平成 21 年度比で▲15.2%、▲8,739 億円)。

2. 高速道路無料化に向けた取組

【1,000 億円】

- ・ 高速道路の段階的な無料化に向けた社会実験を実施する。
- ・ 統一料金制度を導入することとし、その際、軽自動車に対する負担の軽減を図る。

3. 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換

- ・ 事業実施中のダム事業を「検証の対象とするもの」と「事業を継続して進めるもの」とに区分し、検証の対象とするダム事業については、今後検討する新たな基準に沿った検証（検証の要請を含む）を行う。

検証の対象 89 事業(90 施設) 事業を継続 47 事業(55 施設)

- ・ 平成 22 年度予算では、検証の対象とするダム事業は、基本的に、用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入らないこととし、地元住民の生活設計等への支障も配慮した上で、必要最小限の予算を計上する。継続して進めることとするダム事業は、計画的に事業を進めるために必要な予算を計上する。(補助ダムは、ダムごとの予算額を実施計画の決定後に公表)

4. 地域主権の確立に向けた予算制度の抜本見直し

(1) 社会資本整備総合交付金（仮称）の創設 【2兆2,000億円】

- ・ 与党の「平成 22 年度予算重要要点」及び先のマニフェストを踏まえ、活力創出、安全・安心、地域住宅などの政策目的実現のため地方公共団体が行う社会資本に関する基幹的な事業（基幹事業）のほか、関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高める社会資本整備以外の幅広い事業を一体的に支援するための交付金を創設する。
- ・ 新たな交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設する。

(2) 直轄事業負担金の抜本的見直し

① 維持管理に係る直轄事業負担金の廃止

- ・ マニフェストに盛り込まれた直轄事業負担金制度の廃止に向けた第一歩として、平成 22 年度から維持管理費負担金を廃止する。
ただし、経過措置として、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、平成 22 年度に限り負担金を徴収する（平成 23 年度には維持管理費負担金を全廃）。
- ・ 一級水系に係る流水占用料等の取扱いについては、引き続き、検討する。

② 業務取扱費に対する地方負担等の廃止

- ・ 事務の合理化等を図るため、直轄事業の業務取扱費（退職手当、営繕宿舍費等）に係る地方負担制度を全廃し、併せて補助事業（公共事業）の事務費に対する国庫補助制度も全廃する。

5. 国の公共事業の進め方の透明化

(1) 事業評価の改善

- ・ 直轄事業に係る新規事業採択時評価について、第三者による事前審査を導入するとともに、直轄事業負担金の負担者である地方公共団体から意見を聴取する仕組みを導入する。

(2) 公共事業に対するチェックの充実

- ・ 直轄事業の事業評価の評価結果に係る公表時期を前倒しし、従前の年度末公表から1月末までを目途とする公表にすることにより、国会の審議に資する。
- ・ 平成22年度予算政府案を踏まえ、同予算で実施を予定する事業評価対象の直轄事業に関する個別箇所一覧を作成し、平成22年1月末までを目途に公表することにより、国会の審議に資する。

IV. 重要施策を推進するための予算の重点化

1. 人と環境に優しく、質の高い住宅の普及促進

【490億円】

① 高齢者等に対する住宅セーフティネットの充実

- ・ 子育て支援施設、障害者福祉施設付きの賃貸住宅の整備を推進するとともに、今後、要介護者が急増していく中で、福祉・医療サービスと連携した高齢者向け住宅の整備を加速するため、福祉・医療施設付きの高齢者向け賃貸住宅に対する国の支援を強化する。

② リフォーム・既存住宅流通の促進

- ・ スtock型社会への転換、リフォーム市場の活性化を通じた経済成長を図るため、長期優良住宅や省 CO2 対策分野への支援に加えて、バリアフリー改修など住宅の質の向上につながるリフォームを幅広く支援する。
- ・ また、リフォーム市場の環境を整備するため、インスペクション（建物検査）の実施、住宅履歴情報の蓄積、保険への加入を支援する。

2. 観光立国の推進

【127 億円】

- ・ 訪日外国人 3000 万人プログラム第 1 期目標値(2013 年に 1500 万人)の確実な実現に向け、東アジア 4 市場（中国・韓国・台湾・香港）を最重点市場と位置づけ、PDCA サイクルを活用しながら、大規模かつ効果的な海外プロモーション等を実施するとともに、地域が主体となって行う滞在型観光の推進に向けた取組に対する支援や観光統計の充実を図ることとし、このため、観光関連予算は、対前年比 2 倍を確保した。

3. 港湾の国際競争力の強化

【600 億円】

- ・ 我が国港湾の国際競争力の強化を図るため、来年度、国際コンテナ戦略港湾及び国際バルク戦略港湾の選定を行う等、拠点となる港湾への一層の重点化を進める。
- ・ 併せて、直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、重要港湾 103 港から、重点港湾(仮称)約 40 港を選定し、新規の直轄港湾整備事業の着手対象を原則これに限る。重点港湾(仮称)の選定は、地域拠点性、貨物取扱量実績により絞り込みを行い、年明け以降、港湾管理者等からの意見聴取を経た上で決定し、公表する。

4. 国際拠点空港の機能強化等

【433 億円】

- ・ 羽田空港の再拡張事業、C滑走路延伸等の機能向上事業を着実に推進し、成田空港との一体的活用により、首都圏空港全体の国際航空機能の最大化を図る。
- ・ 関西国際空港の需要拡大を通じた経営改善を図ることにより、近い将来補給金が不要となるような大阪国際空港との関係を含めた抜本的解決策を平成 22 年 6 月には得ることとし、当該抜本的解決策が得られた場合に執行する予算として、関空会社への補給金 75 億円を計上する。

5. 我が国の優れた建設・運輸産業の技術の海外展開支援【2 億円】

- ・ 我が国の優れた高速鉄道システム等の海外展開を官民連携の下、積極的に推進する。
- ・ 建設業の国際競争力の強化のため、我が国建設企業が高度な技術力を活かして海外で事業展開を行うための人材育成支援等を一層重点的に実施する。また、海外建設市場で比較優位性のある技術を有する地方・中小建設業者の海外展開をより積極的に支援するためのアドバイザー制度を創設する。

6. 遠方海域・重大事案への対応体制の強化

【52 億円】

- ・ 遠方海域・重大事案への対応体制を強化するため、しきしま級巡視船を整備する。

V. 主要経費ごとのポイント

(1) 治山治水

- ① 事業全般について優先順位付けの徹底と事業の効率化を図る。なかでも、ダム事業、とりわけ検証の対象とするダム事業については、必要最小限の予算とすることにより、予算の縮減を図る。

一方、再度災害の防止対策の着実な実施を図るとともに、災害危険度の高い地域における重要河川の堤防強化、災害時要援護者のための土砂災害防止対策など、予防的な治水対策については、重点的に実施する。

- ② 直轄事業の維持管理費については、Ⅲ 4 (2) のとおり。

(2) 道路整備・道路環境整備

- ① 真に必要な道路事業に重点化するとともに、事業効率の早期発現の観点から、開通時期が近いもの、事業年数が短いものを優先することとして、予算の縮減を図る。

また、原則として、新規事業は行わないこととし、直轄事業の事業箇所数について、2割以上を削減する。

- ② 直轄事業の維持管理費については、Ⅲ 4 (2) のとおり。

(3) 港湾空港鉄道等

① 港湾

- ・ スーパー中枢港湾等の拠点的な港湾において港湾施設の機能強化を図ることとし、その他の重要港湾、地方港湾においては、真に必要な事業に重点化を図る。また、新規事業採択は行わないこととする。

② 空港

- ・ 空港の国際競争力の強化を図る観点から、事業の選択と集中により、羽田空港の再拡張事業等に投資の重点化を図る一方、一般空港等における施設の更新等について、投資

効果の早期発現や事業の緊急性等を考慮して次年度以降に先送りすること等により、予算の縮減を図る。

- ・ 空港整備勘定の見直しについては、関連する他の航空政策との整合性も図りつつ、国土交通省成長戦略会議において更に検討を深め、来年夏までを目途に、見直しの具体的方向性について一定の結論を得る。

③ 新幹線、都市・幹線鉄道

- ・ 整備新幹線のうち、建設中の区間については、予定どおりの完成・開業のために必要な予算を確保するとともに、未着工の区間については、新規着工が決定された場合に対応できるよう、措置する。このため、22年度の事業費は2,600億円を確保することとし、未着工の区間については、新規着工が決定された場合に対応できるよう、線区別配分の際、事業費の中に、留保分として90億円を確保する。
- ・ 今後、「整備新幹線の整備に関する基本方針」及び「当面の整備新幹線の整備方針」に基づき、整備新幹線問題検討会議等において、未着工区間の取扱い等について検討を進める。
- ・ 都市・幹線鉄道は、事業工程の調整や可能な限りの新規着手の見直しにより、前年度より予算の縮減を図る。

④ 航路標識

- ・ 灯台電源の太陽電池化を進める一方、老朽灯台等の整備箇所の見直しにより、前年度より予算を縮減する。

(4) 住宅都市環境整備（仮称）

① 住宅対策

- ・ 福祉・医療施設付きの高齢者向け賃貸住宅に対する国の支援を強化するとともに、大規模木造建築物や地域材を使った木造の長期優良住宅の整備を促進する。
- ・ 本経費のほか、地方公共団体が行う住宅・住環境整備については、地方公共団体が創意工夫を生かした事業展開を行

うことができるよう、「社会資本整備総合交付金（仮称）」を創設する（再掲）。

② 都市環境整備

- ・ 市街地の環境改善に資する都市水環境整備事業について、必要性や緊急性、事業効果等を勘案して事業を厳選し、必要額を確保する。
- ・ 本経費のほか、地方公共団体が行う市街地整備、都市水環境整備については、地方公共団体が創意工夫を生かした事業展開を行うことができるよう、「社会資本整備総合交付金（仮称）」を創設する（再掲）。

（５）水道廃棄物処理等施設整備（仮称）

- ・ 国営公園事業における維持管理費については、Ⅲ 4 (2) のとおり。
- ・ 本経費のほか、地方公共団体が行う下水道事業、都市公園事業については、地方公共団体が創意工夫を生かした事業展開を行うことができるよう、「社会資本整備総合交付金（仮称）」を創設する（再掲）。

（６）社会資本整備総合交付金（仮称）

- ・ Ⅲ 4 (1) のとおり。

（７）推進費

- ・ 災害を受けた地域等で緊急に事業を実施するための災害対策等緊急事業推進費について、不測の事態に十分対応できるよう、所要額を確保する。

（８）災害復旧等

- ・ 災害の発生は予期しがたいことから、前年度予算と同額を計上した。

(9) 官庁営繕

- ① 新営事業の新規採択は老朽・狭隘が著しい税務署等にする
とともに、継続事業についても、現庁舎の過半に係る耐震性
能が建築基準法の基準に達していないこと等の条件を満たす
ものについて実施する。
- ② 耐震改修についても、新規の実施箇所は、耐震性能評価値
が0.5未満の施設に重点化する。

(10) 船舶建造

- ・ 被害制御、長期行動能力等を備えたしきしま級巡視船の整
備、老朽・旧式化した船艇の代替整備を計画的に推進する。

(11) その他

- ・ 高速道路の無料化に関する社会実験経費、離島航路、地方
バス等の地域公共交通の維持・活性化のための経費、観光施
策の充実強化のための経費等について所要額を計上する。

(単位:百万円)

- 11 -

国土交通省関係財政投融資額表

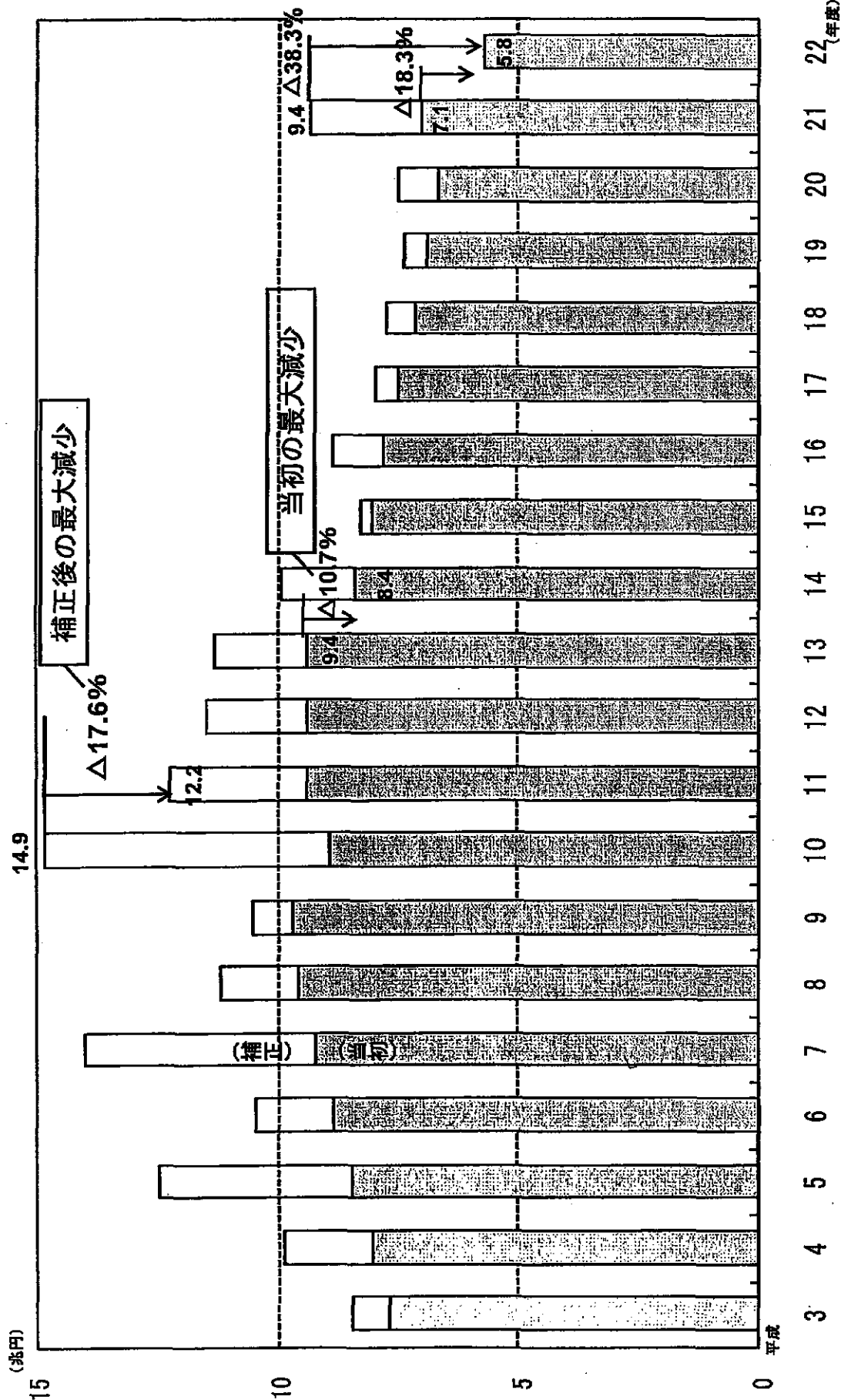
(単位：百万円)

区 分	前 年 度 (A)	平成22年度 (B)	対前年度 倍 率 (B/A)	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構	30,000	30,000	1.00	1. 独立行政法人都市再生機構は、都市再生業務分である。
独立行政法人都市再生機構	497,200	406,500	0.82	2. 社会資本整備事業特別会計は、空港整備勘定分である。
独立行政法人・債務返済機構	1,816,000	1,849,000	1.02	3. 本表のほかに、以下の財政投融資額がある。
東日本高速道路株式会社	36,500	—	—	・独立行政法人住宅金融支援機構 34,550億円 (35,856億円)
首都高速道路株式会社	12,200	—	—	・独立行政法人都市再生機構 1,000億円 (800億円)
中日本高速道路株式会社	57,900	—	—	・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 6,700億円 (4,700億円)
西日本高速道路株式会社	36,400	—	—	・東日本高速道路株式会社 — (600億円)
阪神高速道路株式会社	3,500	—	—	・首都高速道路株式会社 — (400億円)
本州四国連絡高速道路株式会社	—	—	—	・中日本高速道路株式会社 — (1,500億円)
独立行政法人・運輸施設整備支援機構	53,900	53,200	0.99	・西日本高速道路株式会社 — (600億円)
関西国際空港株式会社	15,500	18,000	1.16	・阪神高速道路株式会社 — (250億円)
中部国際空港株式会社	14,600	16,800	1.15	・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 1,000億円 (1,030億円)
社会資本整備事業特別会計	88,200	68,700	0.78	・関西国際空港株式会社 693億円 (426億円)
独立行政法人水資源機構	12,700	10,500	0.83	・中部国際空港株式会社 29億円 (26億円)
独立行政法人奄美群島振興開発基金	300	200	0.67	・独立行政法人水資源機構 85億円 (90億円)
合 計	2,674,900	2,452,900	0.92	計 44,047億円 (46,278億円)

※ () 内は、前年度

(参考資料)

公共事業関係費の推移



※平成21年度は、平成20年度で特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額(6825億円)が一般会計上に切り替わったため、見かけ上は前年度よりも増加(+5.0%)しているが、この特殊要因を除けばΔ4.5%である。

2009 年 12 月 22 日

高速道路の無料化について

標記に関し、財務省と国土交通省は、以下の通り合意。

- (1) 割引率の順次拡大や統一料金制度の導入など社会実験を実施し、その影響を確認しながら段階的に進める。なお、実施に当たっては、軽自動車に対する負担の軽減を図ることとする。
- (2) 初年度の社会実験は、路線を限定し、鉄道などの他の交通機関や渋滞の懸念に対してきめ細かく配慮したものとする。
- (3) 国費は、1,000 億円とする。

ダム建設事業の見直しについて

治水事業については、「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換するとの考え方にに基づき、事業実施中のダム事業を「検証の対象とするもの*」と「事業を継続して進めるもの」とに区分した上で、検証の対象となるダム事業について、平成21年12月3日に立ち上げた「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が来年夏頃に中間とりまとめとして示す予定の新たな基準に沿って、個別ダムの検証を行うこととしたところ。（※「要請」するものも含む）

これに基づき、ダム建設事業の平成22年度予算案においては、具体的に、以下のように措置。

○継続して進めることとしたダム事業（47事業（55施設））

- ・可能な限り計画的に事業を進めるために必要な予算を計上。

（川辺川ダムは生活再建事業を継続）

○検証の対象となるダム事業（89事業（90施設））

- ・基本的に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、地元住民の生活設計等への支障も配慮した上で、現段階を継続する必要最小限の予算を計上。

（ハッ場ダムは生活再建事業を継続。12月以降に本体工事の契約を行った、または予定している補助ダム事業については、別途改めて判断する。）

なお、各道府県実施のダム事業については、12月15日付の文書等により、関係道府県知事に対して、検証の対象となるダムも含め、検証への協力を要請したところであり、補助ダム事業の予算については、実施計画確定後に公表することとする。

社会資本整備総合交付金（仮称）について

1. 趣旨

地方公共団体が行う社会資本整備について、これまでの個別補助金を原則廃止し、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金を創設する。

2. 交付対象

都道府県又は市町村

3. 対象事業

国土交通省が所管する住宅・社会資本整備に関する事業全般

- （政策分野別）
- ①活力創出基盤整備
 - ②水の安全・安心基盤整備
 - ③市街地整備
 - ④地域住宅支援

4. 交付率

現行の事業で適用される国費率を基本（対応する現行事業がない場合は1/2）

5. 交付手続き

（1）社会資本総合整備計画の提出

- ・ 地方公共団体は、交付金の交付を受けて事業を実施しようとするときは、概ね3～5年を計画期間とする計画（分野毎）を策定し、国土交通大臣に提出。

（2）交付金の交付

- ・ 計画に基づき、単年度交付限度額を算定して交付金を交付

6. 使い勝手の向上、客観・透明性の向上等

（1）これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化

（2）計画（分野毎）に位置づけられた事業の範囲内で、自治体が国費を自由に充当可能

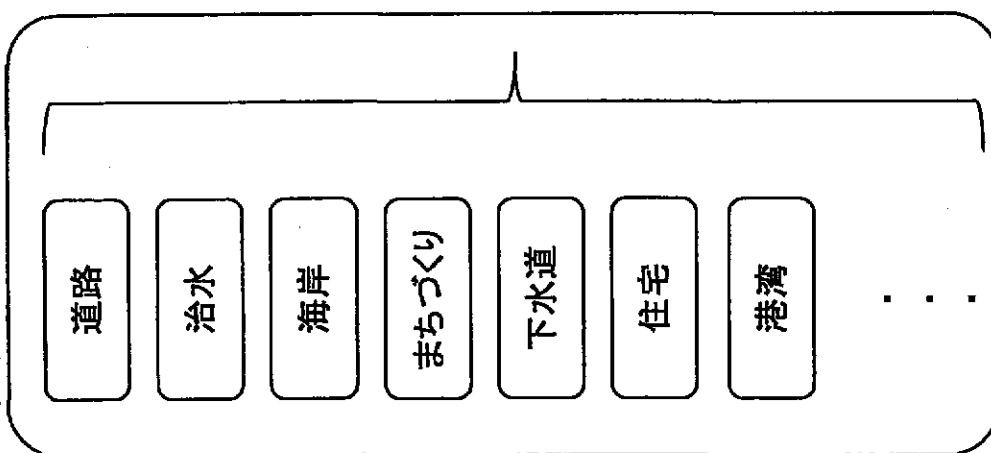
（3）客観性・透明性の確保（国民による評価やチェックの確保）

- ・ 各地方公共団体は、計画及びその進捗状況を公表
- ・ 計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表

注：継続事業については、交付金事業への移行に伴う経過措置を別途講じる

社会資本整備総合交付金（仮称）の基本スキーム（イメージ）

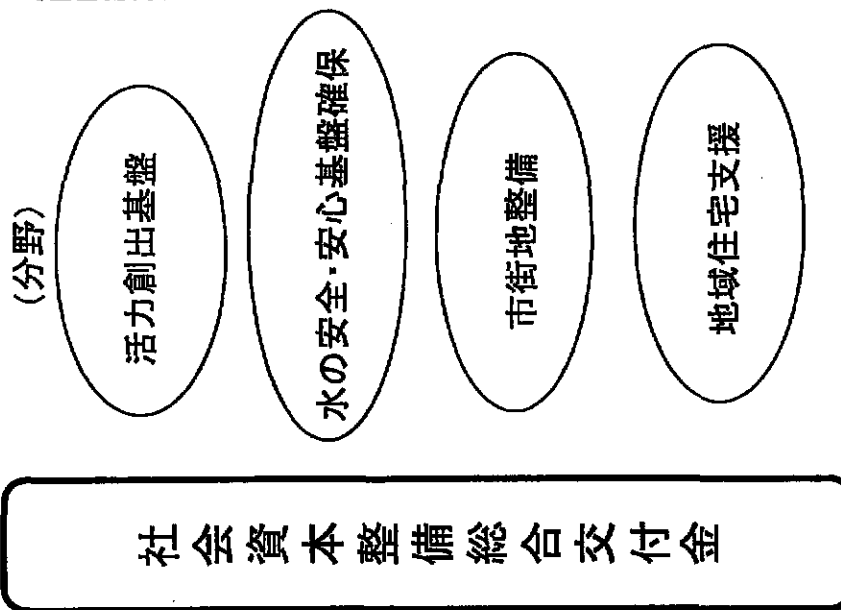
＜従来の補助金＞



原則廃止

＜新たな交付金＞

（注）名称等は仮称である



特長

使い勝手の向上、客観・透明性の向上等

- ① これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化、統一化
- ② 計画（分野毎）に位置づけられた事業の範囲内で、自治体が国費を自由に充当可能
- ③ 客観性・透明性の確保（国民による評価やチェックの確保）
 - ・各地方公共団体は、計画及びその進捗状況を公表
 - ・計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表

直轄事業負担金について

直轄事業負担金については、下記の方針のとおり対応。

1. 直轄事業負担金の維持管理分について

- ・直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、維持管理に係る負担金制度を全廃する法案を、次期通常国会に提出し、平成22年度から維持管理費負担金を廃止。
- ・ただし、直轄事業の事業量の確保を求める地方の声が強く出されているところであり、来年度の公共事業関係費を大幅に削減していることから、事業量の減少に配慮し、経過措置として、維持管理のうち特定の事業※に要する費用については、平成22年度に限り負担金を徴収（平成23年度には、維持管理費負担金を全廃）。

※今後、関連法案を検討する中で明確化する予定。

2. 直轄事業負担金の業務取扱費について

- ・直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、併せて公共事業に係る補助金の事務費も全廃。

3. 一級水系に係る流水占用料等の帰属の取扱いについて

- ・引き続き検討。

（参考）新規事業採択箇所等一覧

○港湾整備事業

南鳥島における港湾施設の整備 (東京都)

(事業化検証調査)

竹富南航路整備事業[開発保全航路の指定範囲の追加を含む]
(沖縄県)

○空港事業

岩国飛行場民間航空施設（空港等機能高質化事業） (山口県)

○官庁営繕事業

西条税務署 (広島県)

広尾海上保安署 (北海道)

新規拡充主要事項

○治 水

- 1 流域治水対策河川事業の創設
- 2 洪水氾濫域減災対策事業の拡充
- 3 砂防設備等緊急改築事業の創設

○道路整備

直轄道路における除雪事業の国庫債務負担行為の設定

○港 湾

- 1 遠隔離島における活動拠点の整備
- 2 産業物流高度化の推進

○空 港

- 1 首都圏空港等の整備の推進
- 2 航空安全・保安対策の強化

○都市・幹線鉄道

- 1 地下高速鉄道整備事業費補助に係る補助対象工事の追加
- 2 生活支援機能の集積による駅空間の高度化

○住宅対策

- 1 高齢者等の居住の安定確保を図るための支援措置の創設
- 2 木のまち・木のいえの整備促進を図るための支援措置の創設

○国営公園等

- 1 イ号国営公園維持管理業務における国庫債務負担行為の措置
- 2 国営公園の入園料に係る高齢者に対応した制度の充実
- 3 歴史的風土の保存等を図るための古都保存事業の拡充

○社会資本整備総合交付金（仮称）

社会資本整備総合交付金（仮称）の創設

○行政経費

- 1 地域を支える建設産業の活力の回復
- 2 都市部官民境界基本調査の創設
- 3 都市再生街づくり支援調査の創設
- 4 先導的都市環境形成促進事業の拡充
- 5 高速道路の原則無料化に向けた取り組み

